

2021.2.9

博物館法改正に向けた基本的確認事項

浜田弘明

1 会議方針

時間が限られているため、博物館法本体の課題や論点の洗い出しを先行させ、施行規則・基準等で取り扱う事項は後回しにするなど優先順位をつける。

議事録は公開されることが望ましいと思うが、非公開か否か。また、傍聴は認めるか。

メンバーに含まれない分野である、動物園・水族館・植物園・科学館等の関係者・団体からのヒヤリングの実施。

2 博物館法の位置付けの前提

「教育基本法」第12条第2項：国及び地方公共団体は、図書館、博物館、公民館その他の社会教育施設の設置、学校の施設の利用、学習の機会及び情報の提供その他の適当な方法によって社会教育の振興に努めなければならない。

「社会教育法」第9条：図書館及び博物館は、社会教育のための機関とする。

3 博物館の定義付け

資料収集、整理・保管、調査・研究、教育・普及等を担う非営利機関であることの再確認。

国立博物館、国・地方独立行政法人博物館、大学博物館等の同列化。

私立博物館設置者（一般財団法人・一般財団法人・宗教法人）の見直し。

「自然科学」「育成」で表現される動物園・水族館・植物園の明確化。

4 入館料

教育機関として、図書館法とのバランス等から公立博物館入館無料の原則（法23条）をどう考えるか。但し書きの継承により、独法館・指定管理者館等の有料継続は担保できる。

5 観光・地域振興策

博物館が教育機関であることを前提とするならば、教育機関としての役割が第一義となり、観光、地域振興への活用は二義的なもの若しくは施策となる。

6 博物館の認定（登録・認証）

登録館と相当施設の一元化。類似施設の博物館認定。現行の税制優遇措置等の堅持。

博物館を教育機関と位置付けるならば、事務窓口は教育委員会となり、各都道府県等に、認定のための第三者審査委員会等の設置を義務付けることも一方策。

全国統一の認証・認定制度を導入の場合は、第三者審査機関（国の運営補助、専門指導者の確保が必要）の設置が必要となる。

7 学芸員資格

国家資格の維持。現状を踏まえると「学芸員補」の名称は要再検討。

大学院のみの課程開講は、現実的に困難と思われ、大学での取得の継続が現実的。

学芸員発令がされない（一般行政職配置）地方公共団体等博物館職員の取り扱い。

上級資格制度を設ける場合、実務経験を踏まえた第三者機関の認証・認定方式も要検討。資格の取得法や一種・二種または基礎・上級制の区分検討は、規則事項か。